



Title	フランス1838年法におけるアリエネaliéné の財産管理（2・完）：フランス民法典（1804年）における禁治産制度と比較して
Author(s)	酒井, あむる
Citation	阪大法学. 2026, 76(2), p. 257-282
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106139
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス1838年法におけるアリエネ aliéné の財産管理（2・完）

——フランス民法典（1804年）における禁治産制度と比較して——

酒井 あ む る

はじめに

第1章 フランスにおける精神病者の財産管理制度の系譜

第2章 フランス民法典（1804年）——禁治産制度の確立（以上、76巻1号）

第3章 1838年法——新たな財産管理制度の模索

おわりに（以上、本号）

第3章 1838年法——新たな財産管理制度の模索

本章では、アリエネの収容に関する1838年法の財産管理規定（31条-39条）について、同法制定過程に関する議事録を分析しながら論究する。

1838年法制定以前のフランスでは、狂人を収容するためには、事前に禁治産が宣告されていることが必要であった。裁判所が禁治産の手続を通じて介入することで、行政府による恣意的な監禁から個人の自由を保障するためである。民法典制定後の1804年9月17日、民法典起草委員の中心的なメンバーであった、内務大臣ジャン＝エティエンヌ＝マリー・ポルタリス Jean-Étienne-Marie Portalis（1746-1807）は、ある者が痴呆や狂乱の状態にあるか否かの判断は禁治産の裁判を行う裁判所にのみ委ねられており、行政府の恣意的な決定で監禁することは個人の自由と市民的権利の侵害であると念押しする通達を発している。⁽⁸³⁾

しかしながら、精神科医や議員は、手続に時間がかかる禁治産宣告を待っているのはアリエネの隔離が遅れて適切な治療を迅速に行えない点、公開性のある禁治産宣告により痴呆等の状態にあることが世間に知られてしまうことが嫌られる点、「痴愚、痴呆、狂乱の常況」にないため禁治産を宣告することはできないものの治療のために隔離が必要なアリエネを収容することができない点を問題視した。これらの不都合を改善すべく、1838年法では、収容の前提条件として禁治産宣告を要求しない新たな収容手続が考案された⁽⁸⁴⁾。

そこで、アリエネの収容に先行する禁治産宣告は不要であるとして、禁治産が宣告されないまま収容されたアリエネの財産をいかに管理するかという、民法典の既存の財産管理制度が想定していなかった事例に対応した新たな財産管理制度を設ける必要性が浮上する。1838年法制定過程では、アリエネの収容を端緒とした財産管理制度構築の議論がなされている。

1 臨時の財産管理制度の新設

1838年法は、ビセートル病院やサルペトリエール病院のような公立施設の管理・監視機関 *commissions administratives ou de surveillance* がその構成員の一人を任命して務めさせる臨時の財産管理人 *administrateur provisoire* (1838年法31条)⁽⁸⁵⁾と、親族や王室検事の請求に基づき民事裁判所が任命する臨時の財産管理人(同32条)⁽⁸⁶⁾の制度を設けている。

(1) 臨時の財産管理制度の性質

1837年3月18日、アリエネに関する新法制定のために設置された代議院委員会の委員アレクサンドル・フランソワ・オーグスト・ヴィヴィアン *Alexandre François Auguste Vivien* (1799-1854)⁽⁸⁷⁾は、代議院委員会の法案(以下、「代議院委員会案①」と呼ぶ。)を報告した。その中で、救済院 *hospice* に収容された子どもを救済院の管理・監視機関の後見の下におく共和暦13年雨月15日(1805年2月14日)法の規定を、施設に収容されたアリエネに準用することが提案された。収容施設に管理・監視機関が存在しない場合または親族が管理・監視機関による後見を拒んだ場合は、親族や王室検事の請求に基づき、民事裁判所が臨時の管理人を任命する⁽⁸⁸⁾。これらの者の権限は、収容の終了により失わ

⁽⁹⁰⁾
れる。

代議院委員会案①について、1837年4月7日の代議院議会では、法律家でもある代議院議員フランソワ・アンドレ・イザンベール François André Isambert ⁽⁹¹⁾（1792-1857）が次のように主張した。管理・監視機関による後見は終局的な管理 administration définitive、民事裁判所長が任命する臨時の管理人が行うのは臨時の管理 administration provisoire である点で矛盾している。我々は、アリエネが回復することを想定しているため、管理・監視機関の役割も臨時の管理とすべきである、と。⁽⁹²⁾これに対し、ヴィヴィアンが次のように反論した。アリエネの親族はいつでも臨時の管理を請求できるので、管理・監視機関の役割を後見としても不都合はなく、また、後見人の権限はアリエネの財産を脅かすほど大きくはない、と。さらにイザンベールは再反論した。禁治産宣告を受けていないアリエネも後見という禁治産宣告の効果に服することになってしまうが、施設に一時的に収容されているだけの者を、禁治産者と同視することはできない、と。⁽⁹³⁾

以上の議論を経て最終的には、公立施設の管理・監視機関が担う役割も、親族や王室検事の請求に基づき民事裁判所が任命する臨時の管理人と同様、後見ではなく臨時の管理とされた。

臨時の管理について、ジャン＝エティエンヌ＝マリー・ポルタリスの長男であるジョゼフ＝マリー・ポルタリス Joseph-Marie Portalis ⁽⁹⁴⁾（1778-1858）が1838年2月12日の貴族院議会で述べた発言も紹介しておこう。ジョゼフ＝マリー・ポルタリスは、法案の目的に遡って次のように説明した。法案は、精神病に侵されており、秩序や平和を脅かすような狂暴な者を市町村当局が取り締まることを定めた1791年法と民法典との調和を図ることを目的としている。現状では、民法典が「痴愚、痴呆、狂乱の常況」にある者についてしか禁治産宣告を規定しておらず、かかる常況にない者は精神病に侵されていても市民的権利を享有している。そのため、これらの者の個人の自由を侵害することなく、行政的または司法的に隔離することができなくなっており、市町村の警察の行為は一時停止してしまい、違法な措置によってしか公の秩序や安全を維持することができない。このような事態から脱却するため、行政府や親族が精神病に

侵された者を監禁する合法的な方法を定める必要がある。1838年法は、禁治産を最終手段にとどめ、完全に市民的権利を享有している状態と禁治産が宣告された状態との中間の状態にアリエネを位置付けて、臨時の管理という形で一時的に市民的地位を停止するものである、と。⁽⁹⁵⁾

(2) 臨時の財産管理人の任命

代議院委員会案①を検討した貴族院委員会の委員アンドレ＝フランソワ＝グザヴィエ・ソヴェール・ド・バルテルミー André-François-Xavier Sauvaire de Barthélemy (1800-1875)⁽⁹⁶⁾は、1837年6月29日に貴族院委員会の法案（以下、「貴族院委員会案①」と呼ぶ。）を報告し、次のような発言をした。アリエネの財産を、これを狙う親族の陰謀や収容施設の長たちの共謀から保護する必要がある。しかし、現状、民法典は収容されたアリエネの財産を管理するために禁治産以外の制度を設けていない。禁治産の手続において、アリエネと推定された *préssumé* 者の人身の世話と財産の管理を行う臨時の管理人が選任されることがある（民法典497条）が、同条の臨時の管理人は、禁治産の請求と裁判所の評議部 *chambre du conseil* における第一回尋問の後でしか任命され得ない。しかし、我々が取り組んでいる新法の法案は、アリエネの収容前に禁治産が請求されることも宣告されることも要求していない。そのため、収容されたアリエネについて禁治産宣告の請求も裁判所の評議部における尋問も行われていない場合があり、かかる場合には497条を直接適用することはできない。そこで、貴族院委員会案①は、アリエネの収容前と収容直後に医師が作成する2つの診断書をもって裁判所の評議部における尋問を代替することができるとする。これにより、施設に収容された全てのアリエネに、497条に基づき禁治産の手続の過程で選任される臨時の管理人と同様の臨時の管理人の任命を可能とする。⁽⁹⁷⁾

また、1838年2月12日の貴族院議会では、1838年法32条に基づいて臨時の財産管理人を任命する場合に、親族等が任命を請求することができる期間について議論がなされた。ポルタリスは、臨時の財産管理人の任命を請求することが可能な期間を限定しなければならないと考えていた。請求期間が限定されていなければ、アリエネの曖昧な状態が不当に長引くことが懸念されるからである。収容されたアリエネの臨時の財産管理が不当に遅らせられないよう、収容後

3ヶ月以内に臨時の財産管理人の任命を請求するのが適当である、とポルタリスは主張した。⁽⁹⁸⁾

これに対し、司法大臣フェリクス・バルト Félix Barthe (1795-1863)⁽⁹⁹⁾ が次のように反論した。普通法 droit commun では、狂暴な痴呆の場合でない限り、ただ理性を失っているだけの個人の禁治産宣告を請求することは決して義務付けられておらず、新法の法案も、財産管理の措置が必要か否かの評価を行政や親族に委ねている。ポルタリスが主張するように、アリエネの収容後3ヶ月以内に臨時の財産管理人を任命することが必要であると定めれば、これは普通法の考えに反する義務となってしまう。また、3ヶ月とは、精神病が治癒し得る段階でもあり、このタイミングで臨時の財産管理人の任命を裁判所に請求しなければならないとすると、精神病に罹患しているという状況が周りの人に知られてしまう。したがって、公共の安全や秩序に関わる狂暴な狂人の場合でない限り、アリエネの臨時の財産管理については親族に広範な裁量を残しておくべきである、と。⁽¹⁰⁰⁾

これに対しポルタリスは、再反論した。確かに、人類愛 humanité や博愛 philanthropie の観点から、収容の初期段階において禁治産のような健康を害する手続にアリエネを服させたくないという考えは正当で合理的である。しかし、臨時の財産管理人の任命は、アリエネ本人が不在のまま親族にのみ通知され、裁判所は評議部で判決を述べ、本人尋問はなされないため、禁治産の手続のようにアリエネの健康が害されるという弊害は生じない。むしろ、いつまでに臨時の財産管理人が任命されるべきかを規定しなければ、家族が決して任命を請求せず、禁治産宣告や民法典の規定を巧みに避けることによって、不都合が生じ得る。収容されているアリエネの債権者や債務者等も、アリエネの状態を知る必要があり、これらの者のためにも、臨時の財産管理が必要である、と。⁽¹⁰¹⁾

ポルタリスの主張に対して、パリ控訴院長経験者の貴族院議員アントワヌ＝ジャン＝マッテュー・セギエ Antoine-Jean-Matthieu Séguier (1768-1848)⁽¹⁰²⁾ は、貧しい人には必要のない臨時の財産管理人の任命を強制的なものとせず、⁽¹⁰³⁾ 任意的なものとしておく方がよいと述べた。破毀院刑事部裁判長経験者の貴族院議員ラプラーニュ＝バリス Laplagne-Barris (Raymond Lacave-Laplagne)

(1786-1857)⁽¹⁰⁴⁾ も、民法典が禁治産宣告の請求を義務付けているのは、公の利益のために王室検事が狂乱者の禁治産宣告を請求する場合のみであって、これ以外の場合に禁治産宣告の請求を義務付けていないのであるから、新法もこの範囲内にとどまるべきであると主張した。

ポルタリスは、民法典は禁治産宣告を請求しない親族によるアリエネの監禁を許可していないが、法案は予防的監禁を認めようとしているのであるから、禁治産に準ずる制度としての臨時の財産管理が必要であり、これがなければ危険であると危惧した⁽¹⁰⁵⁾が、最終的な法案は、臨時の財産管理人の任命を請求することができる期間に制限を設けなかった。

(3) 臨時の財産管理人の権限

上記のバルテルミーの発言に見られるとおり、民法典497条に基づいて任命された臨時の管理人は、アリエネと推定された者の人身の世話と財産の管理を行う。1838年法における臨時の管理人も、人身の世話と財産の管理の両方を行うことが当初想定されていた。もっとも、民法典には、497条に基づく臨時の管理人の役割がいかなるものであるかを定めた規定は存在せず、臨時の管理人を任命する判決が臨時の管理人がなし得る行為を決定している。しかしながら、實際上、1838年法に基づく収容は何年も続くことがあるため、臨時の管理人が任命の判決によって決定された行為がしかなし得ないのであれば、アリエネの財産管理は不十分となる。そこで、貴族院委員会案①は、公立施設の管理・監視機関が担う臨時の管理人に対して、アリエネに支払われるべき全ての金銭の回収、借金の返済、賃貸借契約の締結、民事裁判所の許可を得てアリエネの動産の売却をする権限⁽¹⁰⁷⁾といった後見人の権限の一部を付与することとした。

しかしながら、貴族院委員会案①は、親族や王室検事の請求に基づき民事裁判所が任命する臨時の財産管理人の権限については沈黙していた。貴族院委員会案①を受けて、議論が再開した1838年4月16日の代議院議会では、検事代理として働いた後に代議院議員に選出されたフランソワ・ジョバール François Jobard (1803-1881)⁽¹⁰⁸⁾ が、法案は公立施設の管理・監視機関が担う臨時の財産管理人に与えられる権限、すなわち、金銭の回収、借金の支払い、賃貸借契約の締結等の権限を、親族や王室検事の請求に基づき民事裁判所が任命する臨時

の財産管理人にも付与する意図であるのか、と説明を求めている。本来、民法典497条が定める臨時の管理人の機能は本質的に一時的なものであり、禁治産が宣告または請求棄却されればその権限は失われる。一方、施設に収容されたアリエネに任命される臨時の財産管理人の任期は長期間にわたり得るし、無期限に延長されたり、更新されたりし得る。また、臨時の財産管理人が他の者に交代する場合もある。だからこそ、その権限を十分明らかにしておく必要があると考えたジョバールは、2つの例を挙げて問題提起する。1つは、アリエネが所有者となっている不動産の修繕が緊急かつ不可欠であるが、これを行うためのめぼしい財産がアリエネにない場合に、臨時の財産管理人が不動産を売却または賃貸することができるかという問題である。もう1つは、アリエネが相続人になった場合、臨時の財産管理人がこれを承認または放棄することができるかという問題である。アリエネの臨時の財産管理は、長期間にわたり得るからこそ、このような不測の事態に備える必要がある。⁽¹⁰⁹⁾

これに対し、弁護士や判事として活躍した代議院議員イポリット・アルフォンス・ケノー Hippolyte Alphonse Quénaul⁽¹¹⁰⁾ (1795-1878) は、施設に収容されているアリエネの臨時の財産管理人は、497条に基づいて禁治産の手續の最中に任命される臨時の管理人に与えられる権限を有するのであり、ジョバールが例に挙げたような臨時の財産管理人の権限を越える行為の場合には、禁治産宣告を請求して後見人を付すべきであると述べた。⁽¹¹¹⁾

1838年法制定過程における多数派の意見は、臨時の財産管理人の権限を拡大しすぎることを望ましく思っていなかった。一方で、禁治産の宣告をできるだけ回避したいとも考えていた。そこで、1838年法は、臨時の財産管理人とは別に、訴訟を行う特別代理人 mandataire spécial と人身の世話をする世話人⁽¹¹²⁾ curateur を設けた。さらに、同法には、臨時の財産管理人が任命されていない場合に備えて、公証人⁽¹¹³⁾ notaire に関する規定が存在した。

(α) 訴訟を行う特別代理人

1838年に貴族院委員会が新たに作成した修正案（以下、「貴族院委員会案②」と呼ぶ。）では、当初、裁判で弁護したり緊急の場合には訴訟を起こしたりすることを臨時の財産管理人の権限として認めていた。⁽¹¹⁴⁾しかし、貴族院委員会案

②を検討し修正した代議院委員会の修正案（以下、「代議院委員会案②」と呼ぶ。）は、臨時の財産管理人や王室検事の請求に基づき、訴訟においてアリエネを代理する特別代理人を裁判所が任命するという規定に変更した⁽¹¹⁵⁾。もともと、臨時の財産管理人は特別代理人に選任され得る。

特別代理人は、収容時または収容後に提起された訴訟においてアリエネを代理し、緊急の場合には、アリエネの名において動産または不動産に関する訴訟を起こす⁽¹¹⁶⁾（1838年法33条）。

（β） 人身の世話をする世話人

貴族院委員会案①は、イングランドの法律を参照して世話人の制度を採用した。民事裁判所長は、時宜を得ていると判断すれば、禁治産を宣告されずに施設に収容されたアリエネに世話人を任命することができる⁽¹¹⁷⁾。

世話人は、アリエネの収入がその境遇を和らげ、治療を促進するために用いられているかどうか、状況が許し次第すぐにアリエネが自由に自らの権利を行使できる状態に戻されているかどうかに注意する。施設に収容されているアリエネの推定相続人は、世話人に任命され得ない⁽¹¹⁸⁾（同38条）。

（γ） 公証人

臨時の財産管理人が任命されていない場合、裁判所長は、先に手続をする当事者の請求に基づき、アリエネが利害関係を有する財産目録の作成、会計、分割、清算においてアリエネを代理する公証人を任命する⁽¹¹⁹⁾（同36条）。

（4） 臨時の財産管理の終了

臨時の財産管理人、特別代理人、公証人の権限は、アリエネの収容が終了し次第、当然に消滅する。32条が定める親族や王室検事の請求に基づき民事裁判所が任命する臨時の財産管理人の権限は、3年の期間満了後に消滅するが、更新することが可能である⁽¹²⁰⁾（同37条）。

（5） 第三者 tiers との関係

1838年法35条⁽¹²¹⁾は、送達 signification に関する規定である。同規定は、アリエネ本人と親族、施設関係者以外の者であって、アリエネと法律関係にある者（以下、「第三者」と呼ぶ。）との関係で議論がなされた。というのも、同法の制定過程では、アリエネやその親族の名誉と利益のために、禁治産宣告を経な

いで秘密裏に収容が行われるため、第三者は送達をしようとしている相手方が精神病に罹患して収容されているか否かを知り得ないためである。

代議院委員会案②は当初、アリエネに対してなすべき送達は、アリエネの住居、臨時の財産管理人または施設の長、王室検事の3箇所に対してなすことを要求していた。これについて、1838年4月16日の代議院議会において、検事代理であった代議院議員ジャン＝ジャック・ルイ・ロンバル・ド・ビュッフェール Jean-Jacques Louis Lombard de Buffères (1800-1875)⁽¹²³⁾ が、臨時の財産管理人や王室検事への送達は不可能であると指摘し、次のように述べた。禁治産のような身分の変動に関して第三者を巻き込むためには、それが公開されていることが必要である。それゆえ、新法がアリエネの収容を秘密にしておきたいならば、第三者を巻き込むことはできない。そこで、アリエネの住居になされた送達の全てを把握することを臨時の財産管理人に委ねておくべきである、と。⁽¹²⁴⁾

これに対し、弁護士や検事の経歴を持つ代議院議員ジャック・ジョセフ・パスカリス Jacques Joseph Pascalis (1793-1872)⁽¹²⁵⁾ は、アリエネの住居、臨時の財産管理人または施設の長、王室検事に対する3つの送達が必要であれば、送達は完全に無意味であると反論した。法案は、精神病の事実とアリエネが治療を受けている場所について公にする方法を定めていないのに、送達に関する規定はこれら2つの事実が周知されていることを前提としており、第三者の権利が犠牲となっている。例えば、親族が身内に精神病を患っている者がいることを隠すために、その者が旅行に出かけていて不在であると見せかけたことにより、その者が精神病になったことや施設に収容されたことを知らない債権者や手形所持人が所定の期間内に有効な送達を行えず、自己の権利が失効してしまうということを防がなければならない。このような場合に備えて、アリエネの住居のみならず、王室検事への送達を規定しておくことが必要である。もっとも、臨時の財産管理という、いわば半禁治産の状態に個人を置く判決が下された場合、かかる判決が裁判所の書記課 greffe に備え置かれることにより、ある者について臨時の財産管理が開始したことを第三者が絶対に知り得ないということとはなくなる。このような場合には、臨時の財産管理人が送達を受け取

るというようにすればよい、と。以上の考えに基づいて、パスカリスは、「臨時の財産管理人が任命された場合には、アリエネに対してなされるべき送達⁽¹²⁶⁾は臨時の財産管理人になされる。」という修正を提案した。

パスカリスの提案を受けて、ヴィヴィアンは、代議院委員会案②は施設に収容されたアリエネに気を配るあまり、アリエネと法的利害関係を持つ第三者に十分注意を払っていなかったかもしれないと認めた。その上で、送達は、アリエネの利益の保護に配慮してなされるのが適当であるが、第三者の権利を害してはならないとして、次のように述べた。収容に至るまでの手続が常に公開されているわけではないため、代議院委員会案②が定めたアリエネの住居、臨時の財産管理人または施設の長、王室検事への3つの送達の規定を維持すれば、第三者は相手方の事情を知らずに無効な手続をしてしまう危険性が生じる、と。これに対し、パスカリス案は、臨時の財産管理人の任命という一定程度公開性のある司法の判決が介入する場合には、送達は当然に臨時の財産管理人になされると規定することにより、様々な利益を調和させた。臨時の財産管理人が任命された場合、アリエネの不在を濫用した不正な送達はできなくなる。臨時の財産管理人が任命されていない場合、通常の形式で送達がなされるが、アリエネの収容の事実を知らない第三者のために、法定された者への送達が要求される。もっとも、臨時の財産管理人が任命されないアリエネは財産を有しておらず、保護すべき利益がないことが一般的なので、第三者がアリエネの権利を侵害する意図を持って送達を行うことを危惧する必要はない⁽¹²⁷⁾。

以上の議論を経て代議院で採択されたパスカリス案は、貴族院委員会でも審議され、バルテルミーによって次のとおり説明された。送達に関する35条は、アリエネの利益と第三者の利益を調和させる規定である。代議院では、臨時の財産管理人が任命された場合には、臨時の財産管理人に対して送達がなされることが要求された。もっとも、臨時の財産管理人は、評議部で秘密裏に任命されるので、事情を知らない第三者に責任を負わせるのは不公平である。臨時の財産管理人が、アリエネの住居になされた送達を自ら把握するようにしなければならない。そこで、アリエネの住居になされた送達は、悪意でなされたのではない限り有効と解すべきである。とはいえ、送達が臨時の財産管理人に対して

なされるべきことを法に明記しておかなければ、臨時の財産管理人は、自らに送達されなかった行為の結果についてアリエネに対して責任を負わなくて済むことになってしまい、多くの濫用が生ずるため、35条の規定自体は必要である、と。これらの考慮に基づき、「判決により臨時の財産管理人が任命された場合は、アリエネに対してなされるべき送達は臨時の財産管理人に対して有効になされる。アリエネの住居になされた送達は、状況に応じて、裁判所により取り消され得る。」と修正されて、35条は可決された。⁽¹²⁸⁾

2 施設に収容されたアリエネの行為の有効性

1838年法39条1項は、「アリエネ施設に収容された者が収容中に、禁治産が宣告されることも請求されることもなくした行為は、民法典1304条に従って痴呆を理由として異議を申し立てられ得る。」と定める。2項以下は、異議申立て期間の起算点に関する民法典の例外を定めている。

同条は、当初、禁治産を宣告されることなく施設に収容されたアリエネに対しても民法典504条を適用してよいかという議論から始まった。

代議院 (1837年3月18日、4月7日) での議論

代議院委員会修正案^①では、アリエネが施設収容延長後に死亡した場合または知能の障害が周知の事実であり明白である場合には504条は適用されるべきではないと考えられ、「禁治産が宣告されることも請求されることもなくある者が死亡した場合、その者が施設収容中になした行為は、民法典504条の規定にかかわらず、痴呆を理由として異議を申し立てられ得る」と規定された。⁽¹³⁰⁾

自然科学を学び、軍の参謀部でも活躍した代議院議員ピエール・リエル・ド・ショーエンブール Pierre Rielle de Schauenbourg (1793-1878)⁽¹³¹⁾ は、かかる規定は理性を取り戻すことなく施設内で死亡したアリエネの家族に有利な形であるが、理性を取り戻したアリエネ本人に有利な形にするべきだと主張した。法案が禁治産宣告を拒絶しているために、理性を失ったものの禁治産を宣告されていないアリエネの財産を保護する必要がある。そこで、「臨時の管理人は、痴呆を理由として、収容された者が収容前になした全ての行為の無効を主張することができる。」と修正すべきである、と。⁽¹³²⁾ 民主主義者であり、時の純理派

政権の政策に異議を唱えた代議院議員イポリット・ムロン・ヴィクトル・シャラモール Hippolyte Melon Victor Charamaule (1794-1886)⁽¹³³⁾ も、アリエネが施設内で死亡した場合、相続人はアリエネの行為の無効を主張することができるのに、アリエネ本人が理性を取り戻した場合には自らの行為の無効を主張することを認めないのはおかしいと批判した。もっとも、ある者が施設に収容された場合に、禁治産が宣告された場合と同様の状況を作り出す規定は、限度を超えた規定であるとも考えていた。中道右派の代議院議員ジュスタン・ローランス Justin Laurence (1794-1863)⁽¹³⁵⁾ も、民法典504条の規定にとどまるべきであるとして、代議院委員会修正案①⁽¹³⁶⁾に反対した。

これに対し、立憲自由主義者の代議院議員ジュール・アルマン・スタニスラ・デュフォール Jules Armand Stanislas Dufaure (1798-1881)⁽¹³⁷⁾ は、次のように述べて代議院委員会修正案①を擁護した。判例によると、行為時に痴呆であったことを証明すれば当該行為を取り消すことができる。民法典504条が生前の禁治産宣告を必要としているのは、本人の死亡後に相続人等が異議を申し立てる場合であって、理性を回復した本人が異議を申し立てる場合ではない。また、禁治産が宣告されることなくアリエネが施設内で死亡した場合に、相続人がアリエネの行為に異議を申し立てることは禁止すべきである。なぜなら、アリエネの禁治産宣告を請求することができたのにそれをしなかった相続人の利益よりも、第三者の信頼保護を重視すべきだからである。もっとも、ある者がアリエネ施設に収容されたならば、契約の相手方はその者の理性が損なわれていると知ることができる。アリエネ施設に収容されたという事実により、民法典503条の「明らか」の要件が満たされるというわけである。この場合、アリエネがなした行為は当然に無効となるのではなく、無効を主張することができるにとどまる。代議院委員会修正案①を採用しこのように解釈すれば、親族はアリエネの精神病を悪化させ得る禁治産宣告を請求する必要がなくなる。民法典の起草時には想定されていなかった「隔離すること」と「禁治産を宣告しないこと」という2つの新たな考え方により、民法典を修正することが可能である、と。⁽¹³⁸⁾

デュフォールの発言に対し、イザンペールは次のように反論した。我々はア

リエネの取締りに関する特別法を作ろうとしているのであり、このような即席の文書でもって民法典を改変するべきでない。親族は財産が脅かされているのであれば、禁治産宣告に頼ればよい。禁治産宣告はそれほど有害なものではないし、禁治産宣告に必要な審理の効果を和らげることは司法官の用心に任せればよい、と。⁽¹³⁹⁾

他方、ローランスは、禁治産を宣告されていないアリエネが必要としているのは補佐であり、民法典513条以下が任命する司法的助言の制度を用いればよいと主張した。すなわち、施設に収容されているアリエネに任命される臨時の管理人は助言人の任務を果たし、その助言なくなされた行為は絶対的に無効である。ただし、同制度は、遺言の場合には適用されない。自ら財産を管理できるアリエネもいるし、助言人が遺言の捏造に加担するおそれもあるからである。臨時の管理人が民法典513条以下に定められた助言人の任務を果たすという仕組みならば、民法典を改変することなく済み、多数の問題を引き起こす代議院委員会修正案①の規定と比較してより良い、と。⁽¹⁴⁰⁾

ローランスの発言に対し、代議院議長は委員会の考えを説明した。委員会としては、アリエネ施設に収容された者を禁治産宣告が請求された者と同視し、施設収容の事実を禁治産の手続における第一回尋問と同等に扱って、収容後に臨時の管理人を付する必要があると考えている。ローランスが主張する司法的助言の制度を利用するという考え方では、臨時の管理人と助言人という2つの立場が混在してしまう。また、禁治産宣告の請求さえされていない者に助言人を任命することは、禁治産宣告の請求が棄却された場合にのみ助言人の任命を認める民法典499条に違反する、と。⁽¹⁴²⁾

貴族院 (1837年4月-1838年2月) での議論

内務大臣カミーユ・バシャッソン・モンタリヴェ伯爵 Camille Bachasson, comte de Montalivet (1801-1880) は、貴族院において以下のように述べた。⁽¹⁴³⁾ 民法典504条は、親族が禁治産宣告を請求していなかった場合に、死亡したアリエネが生前に締結した契約の相手方の信頼を保護するための規定である。民法典は禁治産宣告なく個人を収容することを認めていないが、新法は禁治産が請求も宣告もされていないアリエネを施設に収容することを認める。この場合、

収容された者は理性を失っていることが推定されるため、その者が施設収容中になした行為の有効性が疑われる。そして、施設への収容という事実自体により、第三者は相手方が精神病を患っていることを知ることができるため、アリエネの行為を無効としても第三者の利益は害されない。かかる規定は民法典の一般原則に反するとの反対意見もあるが、根本的にはむしろ一般原則を発展させたものである。禁治産の手続は親族にとって煩雑なものであり、医療にとっては精神病を不治にするものなので、法案の規定には大きな利点がある、と。⁽¹⁴⁾

貴族院委員会委員のバルテルミーも類似の説明をした。生前に禁治産が宣告も請求もされていなかった者の死後、その者によってなされた行為は、行為自体から痴呆の証拠が生じるのでない限り、痴呆を理由として異議を申し立てられ得ないと民法典504条が規定するのは、親族が禁治産宣告を請求することができたのにそれをしておらず、その者は全ての能力を有しているとの公の信頼が生じるからである。それゆえ、痴呆の事実を死後に主張することはできない。しかし、アリエネの収容に関する法案は、禁治産宣告をできる限り避けようという意図の下に起草されている。そこで、禁治産宣告の事実だけではなく、施設収容の事実も痴呆の証拠とし得ると解する。そうすると、施設に収容されている者が死亡した場合、その者がなした行為は禁治産が宣告されていない場合であっても、痴呆を理由に異議を申し立てられ得る。貴族院委員会は、さらに進んで、アリエネがなした行為に対する異議申立てを、アリエネが施設内で死亡した場合にのみ制限するのではなく、アリエネが収容中になした行為全般を対象としたより一般的な規定としたいと考えている。このように規定することで、アリエネが理性を取り戻した際に、精神病を患っていた時になした行為の取消しを求めることができるようになる。もっとも、かかる権限を無制限に認めるべきではないので、異議を申し立てることができるのは、申立人がその行為を知った日またはアリエネが施設を退所した日から1年間に限定する、と。⁽¹⁵⁾

1838年の貴族院議会においても、バルテルミーは、施設に収容されているアリエネを一時的であるとはいえ絶対的な無能力の状態に置くことが不可能な場合もあるため、原則アリエネがなした行為は無効であるが契約時に理性を有していたことを関係者が証明したときは有効となるという考え方は採り得ず、あ

くまでも異議を申し立て得るにとどまると繰り返し説明した。⁽¹⁴⁶⁾

最終的に、貴族院では、禁治産を宣告も請求もされていないアリエネが施設収容中に死亡したか否かを問わず、収容中になした行為は痴呆を理由に異議を申し立てられ得ることが規定された。異議を申し立てることができる期間は、施設退所後、行為を通知された notifié 日または知った日から1年間とされた。代議院 (1838年4月) での議論

弁護士やエクス市長、マルセイユの王室検事を歴任した代議院議員アンブロワーズ・フランソワ・ジャン＝バティスト・モテ Ambroise François Jean-Baptiste Mottet (1792-1862)⁽¹⁴⁷⁾ がさらなる修正案を提出し、次のように説明した。原則、契約が有効であるためには、当事者の同意が必要である (民法典1108条)。禁治産者がなした行為が当然に無効であることを定める民法典502条はかかる原則の表れであり、禁治産者は同意をすることができず、同意が存在し得ないからその行為は無効となるのである。しかし、民法典は、同意をすることができないアリエネが禁治産を宣告されていない場合を想定していない。民法典の起草者は、アリエネにはほとんど常に禁治産が宣告されると考えていたが、現在我々は、禁治産宣告をできるだけ回避しようとしている。そこで、アリエネに禁治産が宣告されていない場合を想定して条文を作るべきである、と。そこで、モテ案は、民法典の原則に従い、アリエネにより施設収容中にされた行為は、同意の不存在を理由として異議を申し立てられ得ると規定した。⁽¹⁴⁸⁾

さらに、モテは、民法典に従えば無効の訴えは10年間提起することができるのに、新法の法案は、異議申立て期間を1年間に制限している点で普通法に反していると批判した。そして、10年の起算点をいつにするかという点については、アリエネ本人の施設退所後、本人に対して送達された日または本人が事情を知った日が適当であると考えた。施設収容により、アリエネには同意する能力がないと推定されるので、施設退所により、同意する能力を回復すると推定されるのが適当であるからである。⁽¹⁴⁹⁾

以上は理性を回復した本人による異議申立ての場合の規定であり、アリエネの相続人による異議申立ての場合は、民法典の例外を定めることをモテは考えていた。民法典504条が「禁治産が宣告されることも請求されることもなく死

亡した者によりなされた行為は、行為自体から痴呆の証拠が生じる場合でない限り、痴呆を理由として異議を申し立てられ得ない。」と規定しているのは、上述のとおり、民法典制定時はほとんど全ての場合に禁治産が宣告されることが想定されていたからである。しかし現在は、できるだけ禁治産宣告を回避したいと考えている以上、禁治産が宣告も請求もされていない場合にも、親族による異議申立てを認めるべきである。そこで、モテ案は、アリエネの死後、相続人が当該行為について送達を受け取った日または当該行為を知った日から10年の間、相続人による異議申立てを認める。また、アリエネ本人に対して10年の時効 *prescription* が進行し始めた場合には、相続人に対しても時効が進行する。⁽¹⁵⁰⁾

モテ案に対しては、弁護士や検事の経験を有するテオドル・ピエール・パレ Théodore Pierre Parés (1796-1880)⁽¹⁵¹⁾ が、治癒しないまま退所するアリエネもいるため、10年の時効の起算点を、アリエネの施設退所後アリエネに対して送達された日またはアリエネが事情を知った日と定めるのではなく、裁判所の判断に任せるのがよいと反論した。⁽¹⁵²⁾ 政治絡みの訴訟を得意とした弁護士のアントワヌ・ルイ・マリー・エヌカン Antoine Louis Marie Hennequin (1786-1840)⁽¹⁵³⁾ も、退所時に全ての知的能力を取り戻しているという保証はなく、精神病が続いているならば送達をしたとしても意味がないため、時効の起算点については別途検討が必要であると述べた。⁽¹⁵⁴⁾ モテは、時効の起算点を裁判所の判断に委ねるのではなく、一般的なルールを作る必要性を強調して再反論した。民法典1304条に従えば、10年の時効の起算点は同意を無効にする原因が消滅した時点であり、アリエネの場合、この原因とは痴呆である。民法典の中には、痴呆を法的に証明する事実は禁治産の宣告しかなく、痴呆を推定する事実は禁治産宣告の請求しかない。しかし、新法は、アリエネの施設収容という事実が痴呆を推定する事実とする。それゆえ、施設からの退所をもって痴呆が消滅したと推定できる。また、送達こそ、ある者が行為の存在を知ったということを最も適法に証明する *prouve le plus légalement* 証拠となる。知的能力を回復していないアリエネに対して通知が詐欺的に *frauduleusement* なされたのであれば、不正行為の抗弁を提出すればよい。もっとも、送達は必須ではなく、本

人または相続人が行為を知った日からも時効は進行し始める。かかる状況を評価するのは裁判所の役割である、⁽¹⁵⁾と。

以上の議論を経て、最終的に、モテの提案が採用された。

3 小括

1838年法は、アリエネに禁治産が宣告されていないという民法典起草時には想定されていなかった状況に対応するべく、新たな財産管理制度を創設した。

民法典における禁治産制度は、成人が痴愚、痴呆、狂乱の常況にある場合に適用される一方で、1838年法における臨時の財産管理制度は、アリエネが施設に収容された場合に適用される(1838年法31条、32条)のであり、収容を起点とした制度である。臨時の財産管理人は、施設に収容されたアリエネに支払われるべき全ての金銭の回収、借金の弁済、3年を超えない賃貸借契約の締結、民事裁判所の許可を得てアリエネの動産の売却をする権限を有する。臨時の財産管理人が選任されていない場合には、財産目録の作成、会計、分割、清算においてアリエネを代理するための公証人が任命される(同36条)。他方、アリエネが訴訟に巻き込まれた際には、裁判所によって任命された特別代理人がアリエネを代理する(同33条)。また、アリエネの人身の世話をする世話人が任命されることがある(同38条)。

禁治産が宣告されないまま施設に収容されたアリエネが収容中に自ら行った行為は、禁治産者の行為が当然に無効となる(民法典502条)のとは異なり、同意の不存在を理由に異議を申し立てられ得るにとどまる。議会では当初、禁治産が宣告されないまま施設に収容されたアリエネが収容中に自ら行った行為の有効性について、民法典504条を適用できるか否かが議論された。しかし、原則アリエネに禁治産が宣告されることを想定して起草された民法典の504条と、禁治産宣告をできるだけ避けようとする1838年法とは、前提にずれが生じている。そこで、1838年法は民法典の一般原則(同1108条)に戻ることにした。つまり、行為の無効を主張したい側が同意の不存在、すなわち行為時に痴呆であった事実の証明責任を負う。もっとも、施設に収容されたという事実は、痴呆であることを推定させる事実として扱うことができる。このように、1838年

法は施設への収容という事実を鍵にして、禁治産の宣告を基本とする民法典よりもアリエネに有利となる、行為の有効性の規律を生み出した⁽¹⁵⁶⁾。

おわりに

1838年法は、アリエネを迅速に収容して治療を施すことを目的に、それまで収容の前提条件とされていた禁治産宣告を不要とした。これにより、禁治産が宣告されないまま収容されたアリエネの財産をいかに管理し保全するかが議論された。議会では、民法典の原則を取り入れつつこれを発展させた新たな財産管理制度が設計された。フランスにおける精神病患者の財産管理制度の歴史の中で、1838年法の意義は、アンシャン・レジーム期にすでに存在し1804年の民法典によって確立された禁治産と並ぶ財産管理制度であり、20世紀の以降の司法救助の土台となる臨時の財産管理制度を新設した点にある。また、1838年法の臨時の財産管理制度は、民法典の禁治産や司法救助とは異なり、アリエネの収容という事実を軸に適用されるという特異性を有する。

ここで、改めて1838年法の財産管理制度の意義を3点、1804年の民法典の禁治産制度と比較しながら整理して、むすびに代えたい。

第一に、1838年法における財産管理制度はあくまでも収容中になされる臨時の管理である。民法典における禁治産制度は、禁治産者からあらゆる民事上の行為についての能力を奪う制度である。しかし、イザンベールの発言に見られるように、1838年法の起草者はアリエネが精神病から回復することを想定しているため、アリエネから完全に能力を奪うのではなく、臨時に財産の管理を行うこととした。ジョゼフ＝マリー・ポルタリスの言葉を繰り返せば、1838年法の財産管理制度は、完全に市民的権利を享有している状態と禁治産が宣告された状態との中間の状態にアリエネを位置付けて、臨時の管理という形で一時的に市民的地位を停止するものである。

第二に、1838年法の臨時の財産管理人は、民法典497条に基づいて任命される臨時の管理人とは異なり、アリエネの人身の世話は行わない。1838年法の財産管理制度では、臨時の財産管理人とは別に世話人が任命される。世話人は、

アリエネの収入がその境遇を和らげ、治療を促進するために用いられているかどうか、状況が許し次第すぐにアリエネが自由に自らの権利を行使できる状態に戻っているかどうかに注意する任務を負っており、いわば財産管理を監督する立場にあると考えられる。また、臨時の財産管理人は、特別代理人に選任されない限り訴訟においてアリエネを代理することもできない。このように、アリエネに関する権限を分散させて臨時の財産管理人の権限が大きくなりすぎないようにすることで、あくまでも臨時の財産管理であることを担保している。

第三に、1838年法は禁治産宣告を受けていないアリエネの行為の有効性について、施設への収容を軸とした規律を設けている。民法典502条-504条の規定はいずれも、原則として禁治産が宣告されることを想定している。しかし、迅速な収容を秘密裡に行うことを目指した1838年法は、収容前に禁治産の宣告を要求しなかったため、禁治産を宣告されないまま施設に収容されたアリエネの行為の有効性に関する新たな制度が必要となる。1838年法は、民法典の一般原則に戻り、行為の無効を主張したい側が行為時に痴呆であり同意が存在しなかったことを証明することで、行為に異議を申し立てられ得ることとした。もっとも、施設に収容されたという事実を、痴呆を推定させる事実として援用することができ、これによってアリエネ側の証明のハードルは、1838年法制定以前よりも下がったと考えられる。

以上のように、1838年法は、民法典を参照しつつ、これを発展させた新たな財産管理制度を創設した。この新たな財産管理制度とは、アリエネが収容された場合に適用され得る臨時の財産管理制度と、アリエネの行為の有効性が争点となったときに、収容という事実を痴呆を推定させる事実として援用し得るという制度である。このように、1838年法における財産管理制度は、アリエネの収容を中心に構築された制度であった。

1838年法により、収容前の禁治産宣告が必須ではなくなったとはいえ、禁治産宣告を請求することはもちろん妨げられていなかった。そのため、禁治産に頼るか否かという従来の二者択一ではなく、1838年法に基づく臨時の財産管理制度という新たな選択肢を提供したことにより、個々のアリエネの状態に対応した、より柔軟なグラデーションのある財産管理が可能となったと考えられる。

被後見人を民事上のあらゆる行為について無能力とする禁治産と比較して、全ての能力を奪うわけではなく、かつ、あくまでも一時的な措置にすぎない1838年法の臨時の財産管理制度は使い勝手が良く、同法制定から100年以上が経過した1968年の民法典改正の際に司法救助という形で民法典に組み込まれるに至った。

しかしながら、1838年法制定後も、いくつかの課題が残された。

1863年には、レオン・サンドン Léon Sandon (1823-1872) という人物が精神病患者ではないにもかかわらず「同僚の策略にはまり」、「モノマニーと診断され、精神病院に閉じ込められて」しまうという事件が起きた。この事件をきっかけとして、1838年法を「めぐる論争が精神科医やジャーナリストの間で繰り返⁽¹⁵⁷⁾」た。また、作家エクトール・アンリ・マロ Hector Henri Malot (1830-1907) は、主人公の義理の兄が、主人公に対して負っていた自らの借金を帳消しにし、その財産を自分のものにしようと考えて、主人公が発狂したと装って精神病院に入れてしまうという内容の『義兄弟』という小説を出版した。⁽¹⁵⁸⁾ 1838年法制定後のフランスでは、同法の趣旨を逸脱し、財産を不法に得るために、施設への収容が濫用される事態が恐れられていたことが窺える。

また、1838年法は、施設収容中の財産管理について規定するのみであり、退所後のアリエネの社会復帰を支援するための規定を設けていない。しかし、退所後直ちに金銭を使い切ってしまうようなアリエネや、精神病が治癒する前に親族等の請求により退所させられるアリエネも存在する。このような実態について、監獄を出所した後の犯罪者には支援が存在することと比較しながら、フランス全土に適用される施設退所後のアリエネを支援するための一般的規定を求める声も上がった。⁽¹⁵⁹⁾

これらの課題が残された一方で、1838年法は刑事政策に利点をもたらした。1810年に制定された刑法典の64条は、「被告人が行為時に心神喪失 *démence* の状態にあったとき、または、抵抗できない力によって拘束されていたときには、重罪も軽罪も存在しない。⁽¹⁶⁰⁾」と定めており、犯罪にあたる行為を行ったが、同条の適用を受けて無罪となったアリエネの処遇が問題となっていた。このようなアリエネが「再び同じような行動に出ないという保証はどこにもな」く、

「彼がこれから犯すかもしれない危険な行動から社会を守る必要」があった。⁽¹⁶¹⁾
そこで、利用されたのが知事による職権収容を定める1838年法第2編第2節の規定であり、「公の秩序又は人身の安全を害するおそれのある者については、この法律により各県の知事（パリでは警察知事）が精神病者施設への収容を命じることが可能になった」⁽¹⁶²⁾。かかる収容について、カステルは、「刑法による監禁と同じように効果的で強制的な、迅速な監禁の可能性を巧みに作り出した」上、「禁治産の判決が下される前に、介入できるという補足的利点があった」⁽¹⁶³⁾とコメントしている。アリエネをめぐる1838年法と刑事政策の関係については、今後の課題としたい。

〔付記〕 本研究は、科学研究費助成金特別研究員奨励費（課題番号25KJ1776）に基づく研究成果の一部である。

(83) Ministère de l'Intérieur, *Législation sur les aliénés et les enfants trouvés*, Berger-Levrault, Paris, T.1, 1880-1884, pp.3-4.

(84) アリエネの収容の前提としての禁治産宣告の要否を巡る議論については、拙稿・前掲注（6）「（1）」126-133頁、「（2）」165-177頁参照。

(85) Art.31 «Les commissions administratives ou de surveillance des hospices ou établissements publics d'aliénés exerceront, à l'égard des personnes non interdites qui y seront placées, les fonctions d'administrateurs provisoires. Elles désigneront un de leurs membres pour les remplir: l'administrateur, ainsi désigné procédera au recouvrement des sommes dues à la personne placée dans l'établissement, et à l'acquittement de ses dettes; passera des baux qui ne pourront excéder trois ans, et pourra même, en vertu d'une autorisation spéciale accordée par le président du tribunal civil, faire vendre le mobilier.

Les sommes provenant, soit de la vente, soit des autres recouvrements, seront versées, directement, dans la caisse de l'établissement et seront employées, s'il y a lieu, au profit de la personne placée dans l'établissement.

Le cautionnement du receveur sera affecté à la garantie desdits deniers par privilège aux créances de toute autre nature.

Néanmoins, les parents, l'époux ou l'épouse des personnes placées dans des établissements d'aliénés, dirigés ou surveillés par des commissions

administratives, ces commissions elles-mêmes, ainsi que le procureur du roi, pourront toujours recourir aux dispositions des articles suivants.»

- (86) Art.32 «Sur la demande des parents, de l'époux ou l'épouse; sur celle de la commission administrative, ou sur la provocation d'office du procureur du roi, le tribunal civil du lieu du domicile pourra, conformément à l'article 497 du Code Civil, nommer, en Chambre du conseil, un administrateur provisoire aux biens de toute personne non interdite placée dans un établissement d'aliénés. Cette nomination n'aura lieu qu'après délibération du conseil de famille, et sur les conclusions du procureur du roi. Elle ne sera pas sujette à l'appel.»
- (87) Arabeyre, Halpérin, Krynen, *op. cit.*, pp.775-776.
- (88) 共和暦13年雨月15日法については、J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil d'État*, Paris, 1804, T.4, pp.159-160 に条文が記載されている。
- (89) administrateur provisoire の和訳について、民法典497条の administrateur provisoire や、1837年1月6日に政府案が代議院に提出されてから同年2-4月の代議院と同年4月28日の貴族院で議論されていた administrateur provisoire は、財産管理のみならず人身の世話も行うことが想定されていたため、この時期の administrateur provisoire は「臨時の管理人」と訳す。一方、1837年6月29日に提出された貴族院委員会案①は、臨時の財産管理人の他に世話人の制度を導入し、administrateur provisoire は主に財産管理のみを行うこととなったため、1837年6月29日以降の administrateur provisoire は「臨時の財産管理人」と訳し分ける。
- (90) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.108, pp.488-489.
- (91) Arabeyre, Halpérin, Krynen, *op. cit.*, p.418.
- (92) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.109, pp.477-478.
- (93) *Ibid.*, pp.477-478.
- (94) ジョセフ＝マリー・ポルタリスは、ナポレオンの帝政期に一時失脚するも、その後政界に復帰すると「破毀院院長、ローマ全権使節、司法大臣、外務大臣等を歴任」して活躍した人物である。波多野敏、金山直樹、深谷格、石井三記、晴山秀逸、福田真希、酒井あむる「ポルタリス研究の展望と課題——法制史学会ミニ・シンポジウムを終えて」山内進、岩谷十郎編『法と文化の制度史』信山社、第7号（2025）162-166頁。
- (95) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.115, pp.430-431.
- (96) A. Robert, E. Bourloton, G. Cougny, *Dictionnaire des parlementaires français*, Vol.5, Paris, 1889, p.273.

- (97) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.113, pp.549-550.
- (98) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.115, pp.430-431.
- (99) Arabeyre, Halpérin, Krynen, *op. cit.*, p.42.
- (100) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.115, p.432.
- (101) *Ibid.*, pp.432-434.
- (102) Jean Baptiste Pierre Jullien de Courcelles, *Histoire généalogique et héraldique des pairs de France*, Bertrand, Paris, T.8, 1827, pp.242-243.
- (103) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.115, p.434.
- (104) Robert, Bourlonton, Cougny, *op. cit.*, Vol.3, p.587.
- (105) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.115, p.435.
- (106) *Ibid.*, pp.436-437.
- (107) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.113, p.550.
- (108) Robert, Bourlonton, Cougny, *op. cit.*, Vol.3, p.415.
- (109) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.118, pp.125-126.
- (110) Robert, Bourlonton, Cougny, *op. cit.*, Vol.5, p.65.
- (111) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.118, p.126.
- (112) 本稿では、アンシャン・レジーム期のcurateurは「保佐人」、1838年法38条のcurateurは「世話人」と訳し分ける。
- (113) 波多野敏「フランス革命前後の公証人制度」三阪佳弘編『「前段の司法」とその担い手をめぐる比較法史研究』大阪大学出版会 (2019) 142頁、150頁によると、「公証人は、法的紛争が生じる以前から、日常的な活動に関連する文書を作成することを通じて、諸々の行為の法的意味を明確にし、その法的効果を確保することにかかわっている。フランスの裁判制度の中では弁護士や代訴士などとともに裁判補助者として整理されるが、弁護士や代訴士が、基本的には紛争が生じてのち裁判にかかわる形で活動するのに対し、公証人は、紛争が生じる前から契約など法的行為を行うにあたってアドバイスをし、文書を作成することが基本的な役割であり、紛争解決というよりも日常的な法的行為のレベルにかかわっている」。「実際多くの字の読めない人がおり、また多少読めたとしても、法的な知識を十分に持っているような人はむしろ少ない、こうした人たちが適切に契約などを締結できるよう助言すること」が、公証人の役割であった。
- (114) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.115, pp.414-415.
- (115) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.117, p.224.
- (116) Art.33 «Le tribunal, sur la demande de l'administrateur provisoire, ou à la diligence du procureur du roi, désignera un mandataire spécial à l'effet de représenter en justice tout individu non interdit et placé ou retenu dans un

établissement d'aliénés, qui serait engagé dans une contestation judiciaire au moment du placement, ou contre lequel une action serait intentée postérieurement.

Le tribunal pourra aussi, dans les cas d'urgence, désigner un mandataire spécial, à l'effet d'intenter au nom des mêmes individus une action mobilière ou immobilière. L'administrateur provisoire pourra, dans les deux cas, être désigné pour mandataire spécial.»

(117) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.113, p.551.

(118) Art.39 «Sur la demande de l'intéressé, de l'un de ses parents, de l'époux ou de l'épouse, d'un ami, ou sur la provocation d'office du procureur du roi, le tribunal pourra nommer, en chambre de conseil, par un jugement non susceptible d'appel, en outre de l'administrateur provisoire, un curateur à la personne de tout individu non interdit placé dans un établissement d'aliénés, lequel devra veiller:

1° à ce que ses revenus soient employés à adoucir son sort et à accélérer sa guérison;

2° à ce que ledit individu soit rendu au libre exercice de ses droits aussitôt que sa position le permettra.

Ce curateur ne pourra être choisi parmi les héritiers présomptifs de la personne placée dans un établissement d'aliénés.»

(119) Art.36 «À défaut d'administrateur provisoire, le président, à la requête de la partie la plus diligente, commettra un notaire pour représenter les personnes non interdites placées dans les établissements d'aliénés, dans les inventaire, comptes, partages et liquidations dans lesquelles elles seraient intéressées. »

(120) Art.37 «Les pouvoirs conférés en vertu des articles précédents cesseront de plein droit dès que la personne placée dans un établissement d'aliénés n'y sera plus retenue.

Les pouvoirs conférés par le tribunal, en vertu de l'article 32 cesseront de plein droit à l'expiration d'un délai de 3 ans: ils pourront être renouvelés.

Cette disposition n'est pas applicable aux administrateurs provisoires qui seront donnés aux personnes entretenues par l'Administration dans des établissements privés.»

(121) 議事録では、「第三者 tiers」という言葉が、アリエネとその契約の相手方以外の者という意味ではなく、アリエネやその親族、施設関係者といったアリエネの収容の事実を知っている人物以外の者を指すために用いられている。

- (122) Art.35 «Dans le cas où un administrateur provisoire aura été nommé par jugement, les significations à faire à la personne placée dans un établissement d'aliénés seront faites à cet administrateur.

Les significations faites au domicile pourront, suivant les circonstances, être annulées par les tribunaux.

Il n'est point dérogé aux dispositions de l'article 173 du Code de commerce.»

- (123) Robert, Bouloton, Cougny, *op. cit.*, Vol.4, p.175.
(124) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.118, pp.129-130.
(125) Robert, Bouloton, Cougny, *op. cit.*, Vol.4, p.555.
(126) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.118, pp.130-131.
(127) *Ibid.*, p.131.
(128) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.120, p.111, p.263.
(129) Art. 39, alinéa 1 «Les actes faits par une personne placée dans un établissement d'aliénés, pendant le temps qu'elle y aura été retenue, sans que son interdiction ait été prononcée ni provoquée, pourront être attaquées pour cause de démence, conformément à l'article 1304 du Code civil.»
(130) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.108, p.489.
(131) Robert, Bouloton, Cougny, *op. cit.*, Vol.5, p.283.
(132) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.109, p.479.
(133) Robert, Bouloton, Cougny, *op. cit.*, Vol.2, pp.49-50.
(134) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.109, p.480.
(135) Robert, Bouloton, Cougny, *op. cit.*, Vol.3, pp.628-629.
(136) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.109, p.480.
(137) Robert, Bouloton, Cougny, *op. cit.*, Vol.2, pp.453-456.
(138) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.109, pp.481-482.
(139) *Ibid.*, p.482.
(140) 民法典513条-515条は、浪費者 prodigue のために司法的助言 conseil judiciaire の制度を設けている。513条以下の司法的助言と499条の助言 conseil の関係性については、今後検証が必要である。
(141) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.109, p.483.
(142) *Ibid.*, Vol.109, p.484.
(143) Robert, Bouloton, Cougny, *op. cit.*, Vol.3, pp.406-407.
(144) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.110, pp.322-323.
(145) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.113, p.551.
(146) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.115, p.414.

- (147) Robert, Bourlonton, Cougny, *op. cit.*, Vol.4, p.445.
- (148) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.118, pp.134-135.
- (149) *Ibid.*, pp.135-136.
- (150) *Ibid.*, p.135.
- (151) Robert, Bourlonton, Cougny, *op. cit.*, Vol.4, p.547.
- (152) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.118, p.136.
- (153) Robert, Bourlonton, Cougny, *op. cit.*, Vol.2, p.333.
- (154) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.118, p.138.
- (155) *Ibid.*, pp.137-138.
- (156) Demolombe, *op. cit.*, p.458; Aubry et Rau, *op. cit.*, pp.536-539.
- (157) 梅澤礼「エクトール・マロとエミール・ゾラ——精神病者に関する法（1838）と文学」富山大学人文学部紀要68号（2018）171頁。
- (158) 同172-173頁。
- (159) Taguet, *op. cit.*, p.14.
- (160) Art.64 du Code pénal «Il n'y a ni crime ni délit, lorsque le prévenu était en état de démence au temps de l'action ou lorsqu'il a été contraint par une force à laquelle il n'a pu résister.»
- (161) 佐々木滋子「犯罪と精神医学——フーコーの精神医学批判（2）」一橋法学3巻3号（2004）130頁。
- (162) 小西吉呂「フランスにおける触法精神障害者問題をめぐる立法史的展開（一）」沖大法学16号（1995）4頁。
- (163) ロベール・カステル「医師と裁判官」ミッシェル・フーコー（編）／岸田秀・久米博（訳）『ピエール・リヴィエールの犯罪 狂気と理性』河出書房新社（1986）268頁。